

令和2年度

第2回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

## 第2回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月8日（金）午後1時30分～午後1時50分

2. 開催場所 J：COM北市川スポーツパーク 2階集会室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	三橋 弘
委員	1番	小川治夫
	2番	宮内純一
	3番	岡本好夫
	4番	石田まさ子
	5番	石橋弘嗣
	6番	伊藤公亮
	7番	宇田川忠好
	8番	石井文夫
	9番	石井利和

4. 議事日程

第1 議事録署名等委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班（委員）の指名

第4 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 3 件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 4 件

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について 1 件

議案第4号 令和2年度第2次農用地利用集積計画の決定について 1 件

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について 1 件

報告第2号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について

事務局長専決分 31 件

報告第3号	地目変更登記に係る回答について	2 件
報告第4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	2 件

#### 5. 農業委員会事務局職員

局 長	飯塚 浩一
次 長	舘野 裕之
副主幹	本多 浩章
副主幹	笹川 弘之

## 6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただ今より、令和2年度第2回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>今回は、新型コロナウイルス感染症防止対策の中での開催となりますので、農地利用最適化推進委員は招集しておりません。</p> <p>委員の皆さんにおかれましては、速やかな議事進行にご協力をお願いいたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名全員出席しており、委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名等委員の指名につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>それでは、5番の石橋委員、6番の伊藤委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の本多副主幹、笹川副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第3班で、5番の石橋委員と6番の伊藤委員です。</p> <p>農政関係は、第1班で、1番の小川委員と2番の宮内委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第4号までと、報告第1号から報告第4号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>なお、議案説明、調査報告および審査基準については、事前に配布させていただいたとおりでございますので、ご了承願います。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、3件ございます。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>事前の質問がありましたので、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>5番の委員から議案第1号(3)について、質問がありましたので説明いたします。</p> <p>内容については、「申請地に隣接する水路の周辺箇所で傾斜している箇所があるが、申請地において水路側に2トン車等が駐車することによる崩落等の危険性はないのか。」とのことでした。</p> <p>そこで、申請者に確認したところ、「農地転用の許可申請に当たり、河川・下水道管理課で調査を行っているが、既存水路で使用されている部材が堅固であり、水路自体の直上に構造物を作らないことから、特に補強の必要がないため協議の必要はない。」との回答を受けているとのことであり、その旨、申請者から報告書が提出されております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各委員</p>	<p>なし。</p>
<p>議長</p>	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、3件を一括でお諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし。</p>

議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、4件ございます。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>事前の質問等はありませんでした。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、4件を一括でお諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法の規定に基づく許可を有しない土地の証明願について」、1件ございます。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>事前の質問等はありませんでした。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。

各 委 員	<p>議案第3号「農地法の規定に基づく許可を有しない土地の証明願について」お諮りいたします。</p> <p>証明相当と決定することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で証明相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「令和2年度第2次農用地利用集積計画の決定について」、3件ございます。</p> <p>はじめに1番と2番について審議いたします。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>事前の質問等はありませんでした。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>議案第4号「令和2年度第2次農用地利用集積計画の決定について」1番と2番について、一括でお諮りいたします。</p> <p>原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、3番の審議に入りますが、本件では2番の委員が「農業委員会法第31条 議事参与の制限」に該当することから、本件審議の間は退出</p>

	<p>をお願いいたします。</p> <p>(2番の委員退出)</p> <p>それでは、3番について、これより質疑に入ります。 事前の質問等はありませんでした。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第4号「令和2年度第2次農用地利用集積計画の決定について」 3番について、お諮りいたします。 原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは、2番の委員入室してください。</p> <p>(2番の委員入室)</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」1件、 報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」31件、 報告第3号「地目変更登記に係る回答について」2件、 報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨</p>

の証明願について」2件につきましては、報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これで、令和2年度第2回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 三橋 弘

---

委 員 石橋 弘嗣

---

委 員 伊藤 公亮

---